

● 介護予防・生活支援サービス事業

▼介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1～2の認定を受けた方をはじめ、基本チェックリストで事業対象者となった方を対象としています。

なお、介護予防・生活支援サービス事業に移行後も介護保険制度改正前と同様のサービスを利用することができ、基準や料金の変更もありません。

訪問型サービス	・利用者は自宅でサービスを利用することができます。ホームヘルパーが食事や入浴、排せつなどの支援するほか、炊事や掃除、洗濯などの日常生活の補助を行います。
通所型サービス	・利用者はデイサービスセンターに通うことで、食事や入浴などのサービスを利用することができます。 ・日常生活の支援のほか、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善などのサービスを受けることができます。

● 一般介護予防事業

▼一般介護予防事業は、市内に在住する全ての高齢者（おおむね65歳以上の方）を対象としており、どなたでも無料で参加することができる運動教室や介護予防教室などを開催します。

ピンピンからだ広場

一人では運動が長続きしない方や会話を楽しみながら、運動したい方などにお勧めの運動教室です。

☒ 毎週月・金曜日

☒ 保健福祉センターはーとふる機能訓練室

☒ 軽運動や体操など

脳いきいき教室

認知症予防を目的にした教室です。

簡単な動作で行う運動や体操ばかりですので、運動が苦手な方でも無理なく参加いただけます。



▲脳と体を使う運動をする「脳いきいき教室」の参加者

☒ 年2回（不定期）

☒ 市内コミュニティセンターなど

☒ 頭と体を使う運動や体操など

ピンピンからだ教室

運動を楽しみながら、運動習慣を身に付けることを目的に開催している出張運動教室です。



▲ふまねっと運動をする参加者

☒ 要望を受け、週1回（2時間程度）を3カ月間継続して開催します。※要申込

☒ 自由に設定できます。

☒ 町内会や老人クラブなど

☒ ふまねっと運動や健康測定など

介護予防教室

介護予防の基礎知識や介護予防のための簡単な運動、健康講話などを学ぶことができる出張介護予防教室です。

☒ 要望を受けて開催します。※要申込

☒ 自由に設定できます。

☒ 町内会や老人クラブなど

※介護予防・日常生活支援総合事業の詳細をはじめ、一般介護予防事業の開催日程や会場などについては、市・地域包括支援センターへお問い合わせください。

特集

問 市・地域包括支援センター（はーとふる内） ☎ 49-6060

介護予防・日常生活支援
総合事業が始まります



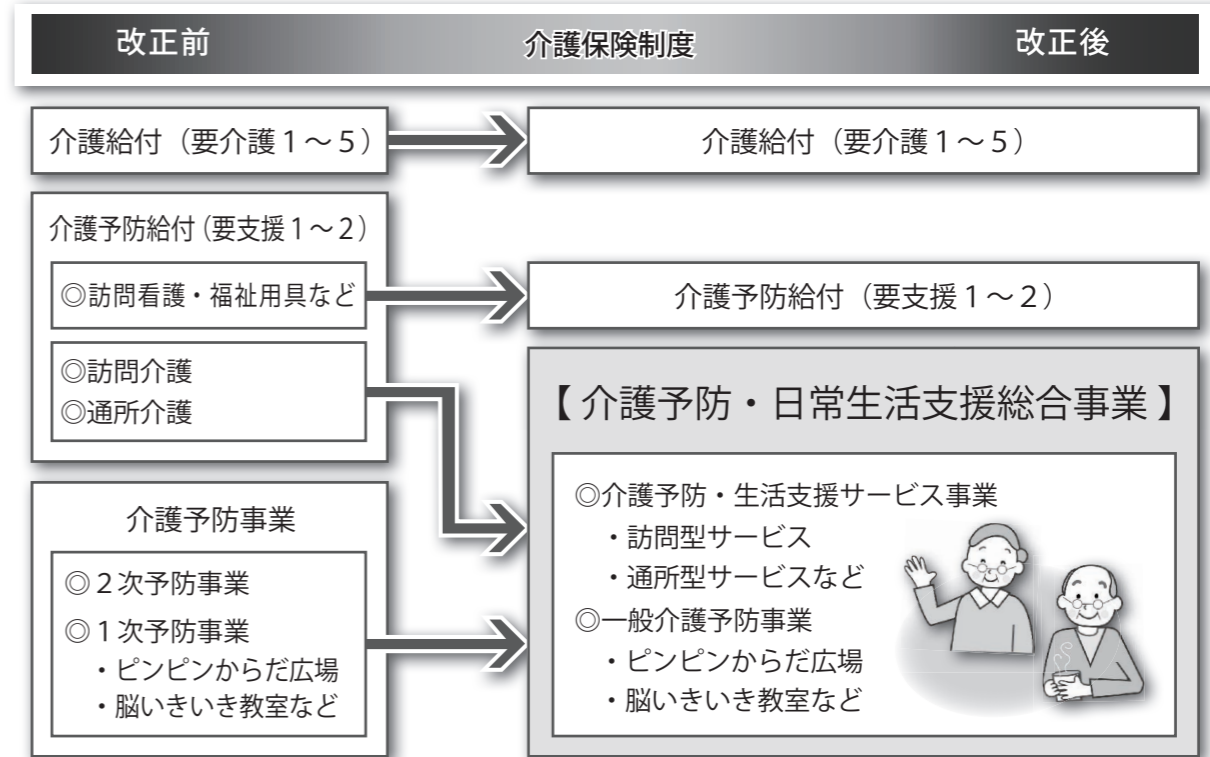
介護保険制度の改正により、創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」が今年4月から開始します。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業について

▼国の調査によると、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向けて高齢者が増加していくことが予想されています。高齢者が介護予防に取り組むことができる環境の整備などを図るため、介護保険制度が改正となり、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。

介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つで構成されています。

● 介護保険制度と介護予防・日常生活支援総合事業の相関図



要支援1～2の認定を受けた方を対象に全国共通の基準で提供されている介護予防給付のうち、「訪問介護」「通所介護」は、市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」へ移行となります。

※訪問介護・通所介護を除く、訪問看護・福祉用具などの介護予防給付は、介護保険制度改正前と同様のサービスが継続されます。